

社会福祉法人 慈敬会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
5	実地	<p>社会福祉法人が経営している社会福祉事業として、老人短期入所事業を定款に記載しているが、実施していないので、定款を変更すること。また、定款変更後、登記事項の目的等の変更を行うこと。</p> <p>【社会福祉法第31条第1項、組合等登記令第3条】</p>	<p>文書指導及び口頭指導に基づき定款の修正を行い、又その中で短期入所事業の記載を削除し、登記事項の目的等の変更を行い、理事会の決議を経て、合志市へ変更届を提出します。</p>	R5.7
5	実地	<p>理事会は、業務執行の決定など法人の運営において重要な役割を担うものであるが、理事会を連続して欠席した理事がいた。については、日程調整を行うなど理事会への出席を促すよう配慮すること。</p> <p>【認可通知別紙1社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 別紙指導監査ガイドラインI-4-(3)-1】</p>	<p>理事会開催にあたり、前もって理事全員に都合の良い日程を事前確認により調整し、理事会への参加を促すよう配慮します。</p>	R5.7
5	実地	<p>評議員会は、法人運営に係る重要事項の議決機関であるが、評議員会を連続して欠席した評議員がいた。については、日程調整を行うなど評議員会への出席を促すよう配慮すること。</p> <p>【認可通知別紙1社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 別紙指導監査ガイドラインI-3-(1)-2】</p>	<p>評議員会開催にあたり、前もって評議員全員に都合の良い日程を事前確認により調整し、評議員会への参加を促すよう配慮します。</p>	R5.7
5	実地	<p>附属明細書は、計算書類（資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表）の内容を補足する重要な事項を表示するものとして位置づけられているが、附属明細書のうち、(別紙3(12))積立金・積立資産明細書に記載しなければならない積立資産である退職給付引当資産があるが、作成されていないので作成すること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準省令第30条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 26 附属明細書について(2)拠点区分で作成する附属明細書ア 拠点区分で作成する附属明細書(別紙3(12))積立金・積立資産明細書】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、積立金・積立資産明細書を作成し、退職給付引当資産を記載します。</p>	R5.7

5	実地	<p>事業区分資金収支内訳表（第1号第3様式）、事業区分事業活動内訳表（第2号第3様式）、事業区分貸借対照表内訳表（第3号第3様式）について、適正でないところがあるので改めること。また、第1号第3様式においてサービス区分間繰入金収入・支出が計上されており、第2号第3様式においてサービス区分間繰入金収益・費用が計上されている。これは内部取引（同一拠点区分内のサービス区分間取引）の相殺消去が行われていないためであり、表示されるべき勘定科目ではないので不適当である。</p> <p>【社会福祉法人会計基準省令第17条第4項、第23条第4項、第27条第4項、第28条】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、左記の決算資料については、修正箇所を修正のうえ、適正に作成します。また、第1号第3様式及び第2号第3様式については、内部取引の相殺消去を行い、適切に作成します。</p>	R5.7
5	実地	<p>拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）が社会福祉法人会計基準省令において定められている様式に即していないので、適正な様式で作成すること。また、勘定科目の使用方法が社会福祉法人会計基準省令に定められている使用方法ではないところがある等適正ではないので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準省令第17条第4項、第18条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、第1号第4様式については、修正箇所を修正のうえ、社会福祉法人会計基準省令で定められている様式で適正に作成します。</p>	R5.7
5	実地	<p>拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）について、勘定科目の使用方法が社会福祉法人会計基準省令に定められている使用方法ではないところがある等、適正ではないので改めること。</p> <p>【・社会福祉法人会計基準省令第24条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 25 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定科目 別添3 勘定科目説明】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、第2号第4様式については、修正箇所を修正のうえ、社会福祉法人会計基準省令に基づき、適正に作成します。</p>	R5.7

5	実地	<p>拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）について、勘定科目の使用 方法が社会福祉法人会計基準省令に定められている使用方法 ではないところがある等、適正ではないので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準省令第11条、第30条第4項 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用 上の取扱いについて 4 内部取引の相殺消去について 2 6 附 属明細書について（2）拠点区分で作成する附属明細書 ア 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3⑩）拠点区分資金収支 明細書、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関す る運用上の留意事項について 6 本部会計の区分について 2 5 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定 科目 別添3 勘定科目説明】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩） については、修正箇所を修正のうえ、社会福祉法人会計基準省令に 基づき、適正に作成します。</p>	R5.7
5	実地	<p>拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）について、勘定科目の使用 方法が社会福祉法人会計基準省令に定められている使用方法 ではないところがある等、適正ではないので改めること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準省令第11条、第30条第4項 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用 上の取扱いについて 4 内部取引の相殺消去について 2 6 附 属明細書について（2）拠点区分で作成する附属明細書 ア 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3⑪）拠点区分事業活動 明細書、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関す る運用上の留意事項について 6 本部会計の区分について 2 5 計算書類の勘定科目及び注記について（1）計算書類の勘定 科目 別添3 勘定科目説明】</p>	<p>令和5年度決算報告書から、拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪） については、修正箇所を修正のうえ、社会福祉法人会計基準省令に 基づき、適正に作成します。</p>	R5.7
6	未実施	—	—	—
7	未実施	—	—	—

「実地」・・・実地による監査を実施  
「書面」・・・書面による監査を実施  
「未実施」・・・監査の周期(3～5年に1回実施)に該当しない年度  
「延期」・・・特別な事情により延期した場合  
「中止」・・・災害等により延期